

一般社団法人 日本禁煙学会 「受動喫煙症の分類と診断基準」

Version 2.

2016.10.8

前提条件： 非喫煙者であること。受動喫煙にはサードHANDスモーキングを含む。受動喫煙はタバコ煙あるいはタバコ臭を嗅ぐことでおこる。電子タバコ、加熱式タバコなどの新型タバコによって起こる病態も、受動喫煙症に含まれる。また、もともと特定の疾患を有している患者が受動喫煙曝露によって症状増悪・再燃・再発した場合も、受動喫煙症に含まれる。

「受動喫煙症の分類と診断基準」については、2005年に日本禁煙学会、禁煙医師連盟・診断基準委員会で策定したものを2016年10月に日本禁煙学会で全面改訂したものです。

診断

症状・疾患

レベル0

正常

非喫煙者で受動喫煙の機会がない。

なし

レベル1

無症候性急性
受動喫煙症

タバコ煙に急性曝露の病歴があるが症状はない。

なし

レベル2

無症候性慢性
受動喫煙症

タバコ煙に慢性的に曝露しているが症状はない。

なし

レベル3

急性（再発性）
受動喫煙症

①症状の出現（増悪）が受動喫煙曝露開始（増大）後にはじまった。
②疾患の症状が受動喫煙の停止（軽減）とともに消失（改善）し、受動喫煙がなければいつまでも無症状（安定）。

めまい、吐き気、倦怠感、流涙、結膜炎・鼻炎・咳・咽喉頭炎・気管支炎。発疹、頭痛、狭心症、心房細動、一過性脳虚血発作、体調不良、うつ症状など

レベル4

慢性（再発性）受動喫煙症	急性受動喫煙症を繰り返しているうちに、受動喫煙曝露期間を超えて症状または疾患が持続するようになったもの。	タバコアレルギー、化学物質過敏症、アトピー性皮膚炎、気管支喘息、糖尿病、メタボリック症候群、心房細動、心筋梗塞、脳梗塞、COPD、自然気胸、肺結核、アルツハイマー病、小児の肺炎・中耳炎・副鼻腔炎、喘息、身体発育障害、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、乳幼児の食物アレルギー、肺炎など
--------------	--	---

レベル5

重症受動喫煙症	急性・慢性受動喫煙症の経過中に、致命的な病態または重篤な後遺障害の合併に至ったもの。	悪性腫瘍（とくに肺がん、喉頭がん、副鼻腔がん、子宮頸がんなど）、乳幼児突然死症候群、くも膜下出血、脳梗塞、心筋梗塞、心臓突然死、COPDなど
---------	--	--